

借入仕様書

1. 件 名 こども青少年局所管施設乾式電子複写機 長期借入（単価契約）
2. 借入物品 乾式電子複写機
3. 数 量 108台 ※詳細は別紙1「【デジタルカラー複合機納入先一覧】」を参照。
（保育所 47 台・こども相談センター7台・幼稚園 51 台・こども青少年局分室1台
大阪市保育・幼児教育センター1台 保育所運営課1台）
ただし、契約台数については、公立保育所の民間委託、民間移管及び、統廃合の実施等により変更する。
また、統廃合により使用しなくなった機器については、必要に応じて転用を図る場合があるため本市の指示に従い移設等を行うこと。
3. 契約期間 令和8年3月1日～令和13年2月28日
4. 内 容 乾式電子複写機（付属品含む。）の使用、複写に必要な消耗品（コピー用紙を除く）の供給並びに良好な機器状況を維持するための保守について、1枚あたりの複写料による単価契約。
5. 予定数量 （1）モノクロ：約263,412枚／月
（ただし、令和6年4月から令和7年3月までの1台当りの平均使用枚数に108台を乗じたものである。）
約3,160,944枚／年
約15,804,720枚／5年間
（2）カラー：約27,540枚／月
（ただし、令和6年4月から令和7年6月までの1台当りの平均使用枚数に108台を乗じたものである。）
約330,480枚／年
約1,652,400枚／5年間
6. 設置機種の種類・保守内容等
（設置機器の種類）
次の型式・機能を有する機器であること。
 - （1）フルカラーデジタル複合機であること。
 - （2）ウォーム・アップは60秒以内であること。
 - （3）大きさは、幅900mm、奥行900mm以下であること。
 - （4）形式はコンソールタイプ（据え置き型）であること。
 - （5）ノンスタック方式のトレイレス自動両面印刷機能を有していること。
 - （6）連続複写速度 A4 版片面モノクロ 25 枚／分以上
 - （7）原稿サイズ 最大A3 判が可能であること。
 - （8）複写サイズ トレイ 最小A5以下、最大A3以上
手差し 最小はがき以下、最大A3以上

- (9) 複写倍率 固定 縮小 3 段階 (86%、81%、70%) ±1%以上
拡大 3 段階 (115%、122%、141%) ±1%以上
任意 最小 25%以下 最大 400%以上 (1%きざみ)

(10) 給紙トレイ 前面給紙で 4 段以上かつ手差し給紙 1 箇所以上。

(11) 自動原稿送り装置機能付き (50 枚以上) であること。

(12) 拡大縮小コピー時においても、専用カセットなどの付属品を必要とせず、コピーできること。

(13) 自動用紙選択機能、自動倍率選択機能、自動濃度調整機能等の自動化機能を有すること。

(14) 自動両面コピー機能装備であること。片面から両面、両面から両面コピーのコピースピードが片面コピースピードの 1/2 以上であること。

(15) 最大消費電力は 100V、15A、1.5kW 以下であること。

(16) 両面複写枚数がカウント可能であること。

(17) 原稿を読み込みながら並行してコピー排出できること。

(18) 2 アップ (2 in 1) 機能があること。

(19) 節電機能があること。

(20) プリンター及びスキャナー (詳細は別紙 2) を有すること。

(21) LAN ケーブル (5~10m) を別途用意し、その費用は受注者が負担すること。

(保守内容)

- (1) 点検、整備、部品の交換等を行い、機器を良好な状態に保つこと。また適切な整備、部品の交換等を行っても、機器の良好な稼動が確保されない場合は、直ちに同等以上の性能を有する代替機を設置すること。
- (2) 機器について、年 1 回以上の定期点検を行うこと。
- (3) 消耗品 (コピー用紙を除く) については、定期的に供給し、不足を来さないこと。また、保守、修繕を実際に担当する営業所等において、部品が在庫所有されていること
- (4) 故障の発生等、納入先からの修繕依頼を受理後、2 時間以内に到達できる万全の保守体制が確立されていること。また、風水害等やむを得ない事情により上記時間内に納品ができない場合は、その旨納入先に連絡の上、修繕を実施する日時を打ち合わせる事。
- (5) 修繕依頼連絡先、紙詰まり等軽微な障害への対処方法を、各機器のわかりやすいところに表示しておくこと。
- (6) 本市が許可した方法による遠隔での消耗品残量検知や点検などを実施することも可とする。なお、詳細については協議して決定すること。

(オンラインによる保守)

オンラインによる保守 (遠隔での消耗品残量検知や点検などのメンテナンス) を利用する場合は、次の要件を満たすとともに本市が許可した場合のみ利用を許可する。

- (1) プロキシ認証用 ID・パスワードを入力できる機種であること。
- (2) オンラインメンテナンスサービスの利用に際しては、本市からメーカーサイトへの必要最低限 (カウンター情報、トナー残量、障害発生情報等) の情報発信は可能とする。ただし、メーカーサイト等外部から本市内部ネットワークへのアクセス (外部からのリモートアクセス・ファームウェア更新・診断操作等) は一切不可とする。
- (3) オンラインメンテナンスでアクセスするサービスの URL の提供を行うこと。
- (4) その他、詳細については協議して決定する。

7 その他

- (1) 契約後、速やかに各保育所、幼稚園及び各事業所担当者と調整し、機器の設置日時を決定したうえで、設置日の10日前までにこども青少年局担当者へ設置スケジュール表を提出し、設置期間中の各事業所からの問い合わせにも応じること。なお、設置スケジュールについては日程変更も有り得るので、その際は本市の指示に従うこと。
- (2) 機器の設置については、保育所・幼稚園及び各事業所の業務に支障をきたさないよう行うこと。なお、機器の設置は、それぞれの設置場所につき、平日9時00分から17時00分の間での作業を基本とするが、本市の指示により、平日の17時00分以降または休日に作業を行う場合もある。
- (3) 機器設置完了後、機器の動作確認テストを実施すること。また、各保育所・幼稚園及び各事業所の職員に対して、設置機器に関する説明を行うこと。
- (4) 使用済みトナーカートリッジ等不要品については回収を行うこと。また、不要回収品で再生可能なものは、自然環境保護と資源の有効活用をはかる点から再利用に努めること。
- (5) 使用枚数の集計については、コピー機毎に毎月のコピー枚数を郵便等で各保育所及びこども青少年局担当者まで報告すること。
- (6) グリーン購入法、エコマーク及び国際エネルギースタープログラム適合製品であること。
- (7) 紙づまりのときは、料金カウントがアップしないこと。
- (8) 長期使用するため、保育所、幼稚園、保育・幼児教育センター、こども相談センター、こども青少年局分室は新品（新造機）であること。ただし、野田保育所・西淡路第2保育所・万領保育所・南津守保育所については、5年使用できる機器であること。
- (9) 出力文書の不正コピーを抑止するための複製管理機能があること。
- (10) 機密漏洩を防止するためハードディスク情報消去機能及び暗号化機能を有すること。
- (11) 当初設置及び増設に伴う初期費用を負担すること。
- (12) 設置場所の変更や使用終了に伴う機器の移設費用及び、契約終了等に伴う撤去費用を負担すること。（令和9年4月から野田保育所・西淡路第2保育所・万領保育所・南津守保育所は民間事業者に運営委託するため、複合機を撤去する予定）
- (13) 受注者は、月ごとに各施設の使用枚数、合計使用枚数、設置機器のカウンター、保守などで使用したテストコピー枚数を取りまとめた報告書を担当に提出すること。

8 担当

大阪市こども青少年局保育施策部保育所運営課

大阪市西区立売堀4丁目10番18号 阿波座センタービル4階

電話：(06) 6684-9345

【デジタルカラー複合機納入先一覧】

■大阪市立保育所等所在地等一覧

番号	保育所名等	住 所		電話番号
1	大淀	北区	大淀中 4-9-11	06-6458-6200
2	御幸	都島区	御幸町 2-7-13	06-6922-2000
3	野田	福島区	野田 2-12-1	06-6462-0080
4	海老江	福島区	海老江 6-1-9	06-6451-5734
5	高見町	此花区	高見 3-1-4	06-6461-5610
6	南大江	中央区	農人橋 1-1-2	06-6942-0590
7	梅本	西区	本田 1-4-50	06-6581-2009
8	磯路	港区	磯路 2-11-8	06-6572-6495
9	大浪	大正区	三軒家東 2-5-4-101	06-6554-5374
10	大正	大正区	平尾 2-23-5-101	06-6552-0300
11	味原	天王寺区	味原町 9-6	06-6762-0150
12	浪速第 1	浪速区	浪速東 3-2-53	06-6568-1901
13	浪速第 5	浪速区	木津川 2-3-46	06-6568-1905
14	姫島	西淀川区	姫島 4-21-7	06-6471-0859
15	三国	淀川区	西宮原 2-6-57	06-6391-5040
16	加島第 1	淀川区	加島 1-32-17	06-6309-3090
17	木川第 1	淀川区	木川西 4-4-3-101	06-6303-5018
18	西大道	東淀川区	大桐 2-8-2-100	06-6329-8810
19	西淡路第 2	東淀川区	西淡路 5-1-14	06-6323-5160
20	豊里第 1	東淀川区	豊里 7-21-23	06-6328-5200
21	日之出	東淀川区	東中島 4-11-25	06-6323-9800
22	東小橋	東成区	東小橋 3-7-4	06-6971-3970
23	生野	生野区	舍利寺 1-11-14	06-6731-3937
24	中川	生野区	中川 2-4-26	06-6751-5177
25	生江	旭区	生江 3-14-13	06-6922-7797
26	大宮第 1	旭区	中宮 2-22-22	06-6951-3998
27	鯉江	城東区	今福西 1-13-4	06-6931-8080
28	鳴野	城東区	鳴野西 5-3-3-100	06-6961-3756
29	関目	城東区	関目 1-24-27	06-6931-7070
30	茨田第 1	鶴見区	諸口 5-浜 6-17	06-6912-6149
31	阪南	阿倍野区	阪南町 3-26-13	06-6623-0277
32	北加賀屋	住之江区	中加賀屋 2-17-1	06-6681-2673
33	御崎	住之江区	御崎 7-2-4	06-6685-6693
34	住吉	住吉区	帝塚山東 5-9-4	06-6678-7031
35	住吉乳児	住吉区	帝塚山東 5-5-16	06-6672-3831
36	荻田南	住吉区	荻田 9-1-12	06-6698-8500

番号	保育所名等	住 所		電話番号
37	万領	住吉区	万代東 4-1-29	06-6694-1623
38	鷹合	東住吉区	鷹合 1-5-16	06-6696-3891
39	矢田教育の森	東住吉区	矢田 5-2-12	06-6692-0053
40	加美第 2	平野区	加美南 1-9-45	06-6791-0730
41	長吉第 1	平野区	長吉長原東 2-4-15-101	06-6709-1991
42	瓜破	平野区	瓜破 3-3-64	06-6707-0700
43	千本	西成区	千本南 2-11-20	06-6651-0073
44	松之宮	西成区	旭 2-7-17	06-6567-3460
45	南津守	西成区	南津守 2-4-7-101	06-6658-4818
46	こども青少年局分室	北区	菅原町 10-25 ジーニス大阪イースト棟 1 階	06-6361-0752
47	淀川子育て支援センター	淀川区	(西中島幼稚園内) 淀川区西中島 7-14-41	06-6390-8315
48	東成子育て支援センター	東成区	(東成区役所内 2 階) 東成区大今里西 2-8-4	06-6974-5211
49	中央こども相談センター	浪速区	浪速東 1-1-90 1 階	06-4301-3146
50	中央こども相談センター	浪速区	浪速東 1-1-90 2 階	06-4301-3146
51	北部こども相談センター	東淀川区	淡路 3-13-36 1 階	06-6195-4839
52	北部こども相談センター	東淀川区	淡路 3-13-36 4 階	06-6195-4839
53	南部こども相談センター	中央区	森ノ宮中央 1-17-5 1 階	06-6718-5138
54	南部こども相談センター	中央区	森ノ宮中央 1-17-5 2 階	06-6718-5138
55	東部こども相談センター	中央区	森ノ宮中央 1-17-5 4 階	06-4301-3149
56	保育・幼児教育センター	旭区	高殿 6-14-6 1 階	06-6952-0173
57	保育所運営課	西区	立売堀 4-10-18 4 階	06-6684-9345

■大阪市立幼稚園所在地等一覧

番号	幼稚園名	住 所		電話番号
1	菅南	北区	菅原町 11-2	06-6361-6005
2	滝川	北区	天満 1-24-15	06-6351-4565
3	中大淀	北区	大淀中 4-10-21	06-6458-9300
4	桜宮	都島区	東野田町 1-2-5	06-6351-0190
5	西野田	福島区	吉野 3-17-5	06-6461-1421
6	貫江田	福島区	鷺州 5-6-18	06-6451-6898
7	海老江西	福島区	海老江 8-1-28	06-6451-1504
8	伝法	此花区	伝法 4-4-35	06-6461-0480
9	愛珠	中央区	中央区今橋 3-1-11	06-6231-0481
10	銅座	中央区	内久宝寺町 1-1-4	06-6762-1172
11	玉造	中央区	玉造 1-9-10	06-6761-6120
12	中大江	中央区	南新町 2-4-8	06-6941-5903
13	桃園	中央区	谷町 6-5-34	06-6761-4908

番号	幼稚園名	住 所		電話番号
14	南	中央区	南船場 3-2-19	06-6251-2907
15	九条	西区	九条 2-19-18	06-6581-6185
16	靱	西区	靱本町 1-19-13	06-6441-0644
17	日吉	西区	南堀江 4-8-24	06-6531-1409
18	三先	港区	三先 1-6-37	06-6572-7089
19	三軒家西	大正区	三軒家西 1-23-23	06-6551-1749
20	五条	天王寺区	上之宮町 4-4	06-6771-1820
21	真田山	天王寺区	餌差町 6-13	06-6761-3004
22	味原	天王寺区	味原町 5-18	06-6762-0503
23	大江	天王寺区	四天王寺 1-11-108	06-6771-4988
24	生魂	天王寺区	生玉町 7-4	06-6771-9988
25	日東	浪速区	日本橋東 3-2-9	06-6641-0214
26	立葉	浪速区	桜川 4-8-21	06-6561-7397
27	姫島	西淀川区	姫島 1-13-7	06-6471-1010
28	野里	西淀川区	歌島 2-5-25	06-6471-1360
29	大和田	西淀川区	大和田 4-3-35	06-6471-4203
30	西中島	淀川区	西中島 7-14-41	06-6301-4772
31	田川	淀川区	田川 2-2-26	06-6301-1809
32	新高	淀川区	新高 1-15-67	06-6391-0404
33	今里	東成区	大今里 1-37-7	06-6971-8317
34	東小橋	東成区	東小橋 2-6-2	06-6971-8342
35	北中道	東成区	中道 2-2-19	06-6972-1956
36	東中本	東成区	東中本 2-9-3	06-6976-4466
37	鶴橋	生野区	桃谷 2-20-14	06-6731-6401
38	旭東	旭区	新森 7-5-5	06-6953-3802
39	鯉江	城東区	今福西 3-7-17	06-6931-2970
40	城東	城東区	鳴野東 3-13-6	06-6961-4664
41	榎本	鶴見区	今津北 1-5-35	06-6961-0751
42	常盤	阿倍野区	松崎町 3-11-35	06-6621-4413
43	粉浜	住之江区	粉浜 1-21-11	06-6671-4414
44	住吉	住吉区	帝塚山西 4-2-37	06-6671-4459
45	墨江	住吉区	墨江 2-3-17	06-6671-6516
46	長吉	平野区	長吉長原 1-10-3	06-6709-1000
47	長吉第二	平野区	長吉長原東 3-12-47	06-6709-8781
48	瓜破北	平野区	瓜破 1-9-12	06-6708-3027
49	加美北	平野区	加美北 4-1-14	06-6793-1763
50	玉出	西成区	玉出中 2-13-29	06-6661-4446
51	天下茶屋	西成区	聖天下 1-10-34	06-6661-5641

プリンター及びスキャナー機能仕様書

<ネットワークプリンター>

- (1) 2アップ機能があること。
- (2) A4 サイズ 25 枚／分以上で、両面プリントのプリントスピードが片面プリントの 1/2 以上の処理ができること。
- (3) パソコン側からの指示により、パンチ穴あけ及びステープルが行われること。
- (4) 複写ページのドキュメントをプリントアウトするときに小冊子を作成するように自動的に面割付をする機能があること。
- (5) ジョブの制限・許可を設定できること。
- (6) プリント印刷中でもコピー作業の予約ができること。また、コピー作業中にプリント印刷の予約ができること。
- (7) ウェブ上でプリンターの状態を管理できる機能をもつこと。
- (8) 出力物のセキュリティを守るためパソコンから出力指示後、複合機本体に ID 番号（パスワード）を入力後、出力ができる機能を持っていること。

<ネットワークスキャナー>

- (1) カラースキャナー機能を有していること。
- (2) 原稿送り装置の原稿交換スピードが出力スピードと同等以上の速度があること。
- (3) 自動両面原稿送り装置を装備し、両面原稿もスムーズに読み取りできること。
- (4) A4 版モノクロ 80 枚／分程度、カラー50 枚／分程度の読み込みができること。
- (5) 原稿を機械にセットしてからパソコンに戻って読み取り支持を行うのではなく、スキャン作業は機械の前で操作できること。
- (6) スキャンしたデータは PDF 形式に変換し、指定されたファイルサーバーへ転送できること。なお、複数の保存先、転送先が指定できること。

<ネットワーク全般>

- (1) 100Base-TX 及び 10Base-T に対応していること。
- (2) 本市が指定する場所に筐体を設置調節し、必要に応じてネットワークケーブルの敷設を行うこと。なお、ネットワークケーブルを敷設する場合は、安全性を確保するよう配線すること。
- (3) 本市パソコン（別途調達分、Windows11 等）からの印刷等を、正常に行えるように設定・確認作業を実施すること。
- (4) ネットワークケーブルに本市が指定するマーキングを貼ること。
- (5) 本借入機器に本市が指定する機器番号を貼ること。
- (6) ネットワークケーブルはカテゴリ 5 のケーブル 100Mbps の通信が可能なこと。
- (7) 一般ユーザー（ローカル管理者権限を持たない）で、印刷に必要なプリンタードライバなどを端末機器に導入が行えるツールを提供できること。ただし、ローカル管理者アカウント情報は、一般ユーザーに開示されない仕組みであること。また、一般ユーザー自身がインストールできるよう、ドライバツールの操作手順書を作成すること。
- (8) 本市ネットワークへの接続は本市からの要請があった場合に、すみやかに対応すること。

<環境設定等>

- (1) 既存のパソコン（別途調達）でネットワークプリンター、ネットワークスキャナー機能を活用出来るよう設定を行い、（パソコンはこども相談センター、保育・幼児教育センター 17 台、幼稚園 102 台、保育所 146 台、保育所運営課 5 台）パソコンにインストールし、コピー機を接続すること。）パソコンの増減があった場合は随時対応し、それにかかる費用を負担すること。
- (2) 機器の導入後、本市担当者に対して基本的な操作方法等について説明を行うこと。日程、回数については双方で協議の上決定する。
- (3) 機器設置及び環境設定は、それぞれの設置場所につき、平日（9 時～17 時 30 分）の 1 日程度で作業を行うこと。ただし、平日の作業に関しては、本市職員の業務に影響を及ぼさない（騒音が発生しない等）ように十分注意すること。また、本市の指示により、平日の 17 時 30 分以降又は土日祝に作業を行う場合もある。スケジュールについては、変更もありえるので、その際は本市の指示に従うこと。設置タイミングについては、本市と協議の上、行うこと。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 大阪市こども青少年局（以下「発注者」という。）と本契約を締結したもの（以下「受注者」という。）および受注者の職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（こども青少年局企画部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（こども青少年局企画部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（職員からの契約者に対する不当要求）

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（こども青少年局企画部総務課）に報告しなければならない。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

（こども青少年局企画部総務課 06 - 6208 - 8150）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

入札参加資格審査申請書

申請者の方へ 以下の項目を必ずチェックしてください！

●入札参加申請書について

- ☐ 提出済み（電子調達システム）
☐ 提出済み（紙・提出先はこども青少年局）
☐ 未提出（※）

※締切日時において未提出の場合は入札に参加できません

令和 年 月 日

こども青少年局長 様

大阪市入札参加資格承認番号（
※必ず記入してください）

主たる営業所
（又は支店等）
の所在地

商号又は名称

代表者
（又は受任者）
役職・氏名

大阪市告示第1535号の入札公告に係る資格審査資料は次のとおりです。
なお、資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

案件名称 こども青少年局所管施設乾式電子複写機 長期借入（単価契約）

		提出書類
☐	資料1	賃貸借実績調書
☐	資料2	納入予定物品諸元証明書
☐	資料3	機器の据付、接続及び調整のできる体制の証明書
☐	資料4	アフターサービス・メンテナンス等の体制について

提出書類に関する連絡先

部署名
担当者名
電話番号

※ 資料一式は提出期限までにこども青少年局に提出して下さい。

※ 入札参加申請にあたっては、別途、大阪市電子調達システム上、又は紙による入札参加申請書の提出が必要です。

賃 貸 借 実 績 調 書

令和 年 月 日

住 所 又 は
事務所所在地商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者名

印

物品名称		
発 注 者		
契 約 日		
借入期間		
契約金額		
納入数量		
納入場所		
備 考		

(注) 1 賃貸借実績を1～2件記載すること。

2 記載した賃貸借実績のうち1件について、これを証するものとして契約書の写し等を添付してください。

※長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12 か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。

納入予定物品諸元証明書

令和 年 月 日

住 所 又 は
事務所所在地

商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者名

印

納入予定物品については、仕様書に定めた条件を満たすことを報告します。

記

件 名 こども青少年局所管施設乾式電子複写機 長期借入（単価契約）

（注）仕様書に定めた条件を満たすことを証する資料等を添付してください。

機器の据付、接続及び調整のできる体制の証明書

令和 年 月 日

住 所 又 は
事務所所在地商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者名

印

機器の据付、接続及び調整のできることを下記のとおり証明します。

記

機器の据付、接続及び調整 を行う業者 ※他社で行う場合は、商号 又は名称及び代表者名	自 社 ・ 他社へ委託 商号又は名称 代 表 者 名
所在地・担当部署	
備 考	

アフターサービス・メンテナンス等の体制について

令和 年 月 日

住 所 又 は
事務所所在地商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者名

印

技術員駐在場所等の名称	
所在地・連絡先	
人員・出張体制の有無 (所要時間・対応可能時間等)	
保証可能な年数 (取替部品の在庫等)	
上記以外の使用可能な 技術員駐在場所等	